

（１）大学・学科の設置理念**①大学**

埼玉県立大学（以下、「本学」という。）は、「陶冶、進取、創発」を基本理念として、保健医療福祉に関する教育・研究の中核となって地域社会に貢献することを目指している。

「陶冶」

誠実で温かい心と主体性を持ち、多様な価値観を尊重する人間性を磨き高める

「進取」

広く先達に学びつつ、未来を志向する教育・研究に取り組む

「創発」

多様な連携を通じて、予測を遥かに超える新たな価値を創造する

本学は、「保健、医療及び福祉の高度で専門的な知識及び技術を教授研究し、もって保健医療福祉水準の向上に寄与すること」を目的とし、本学大学院においては、「保健医療福祉に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健医療福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって保健医療福祉水準の向上に寄与すること」を目的としている（学則第1条第1項及び第2項）。

本学保健医療福祉学部では、「現代社会を構成する市民としての豊かな教養、確かな倫理観と人間観を基盤に、保健医療福祉分野における専門的な知識と技術とともに多職種との連携と協働に必要な能力をもって、人々の健康と生活を統合的に支え共生社会に貢献できる人材を育成すること」を教育研究上の目的としている（学則第4条）。また、教育目標として、「① 豊かな人間性 ② 創造性に富む知性 ③ 高い専門性と連携力 ④ 国際性と地域性に基づく協働力」の4点を掲げている。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、以下のとおりである。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

本学の学則に定めた所定の単位を修得し、教育目標に到達したと判断できる者に学位を授与します。具体的には、以下の点について、講義や演習・実習等を通じた学修成果に基づき総合的に判断します。

1. 保健医療福祉の分野において重要である、対象者の多角的な理解ができるとともに、高い倫理観を備えていること。
2. 日常の社会生活において、客観的かつ批判的な思考(critical thinking)を身に付けていること。
3. 場面に応じた適切な判断力や、多面的な視点からの課題へのアプローチ等、様々な課題に対応することのできる専門的かつ総合的な視点を備えていること。
4. 多様な人々とコミュニケーションを図りながら連携することができ、ライフステージに応じた人々の健康と生活を統合的に支える活動に取り組めること。
5. 国際的な視野をもちながら、地域における保健医療福祉の諸問題への持続的な取り組みができること。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学大学院保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻博士前期課程（以下、「本学大学院博士前期課程」という。）は、「自らの専門分野に関する諸問題に対し、多職種の知識と技術を連関させる学際的な思考を基に実効性・有効性のある解決方法を立案できる能力を有し、職業人、教育者又は研究者として、持続的に人々の健康と生活を支えることができる人材を育成すること」を教育研究上の目的としている（学則第5条の2第1項）。

また、本学大学院博士前期課程では、「複雑多様化する社会において、生活する人々の健康ニーズに高い倫理観をもつて的確に対応するとともに、保健・医療・福祉等の多職種と連携してヘルスプロモーションを発展させることができる人材を育成すること」を教育目標としている。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、2025年4月から実施する本学大学院改革に伴い、以下のとおり改訂を予定している。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】（～2025年3月）

本学大学院博士前期課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した者にそれぞれの修士の学位を授与します。

本学の修士を授与された者は、職業人、教育者又は研究者として、保健医療福祉分野の専門的知識と技術を有し、当該分野の学術的な情報の理解と活用ができること、またそれらを発信し教授する能力を身につけていると認めます。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】（2025年4月～）（予定）

本学大学院博士前期課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した者に修士の学位を授与します。修了にあたっては、以下の点を到達目標とします。

1. 職業人、教育者又は研究者として、保健医療福祉分野の専門的知識と技術を修得している
2. 学際的な視野を持ち、保健医療福祉に関する連携・協働を推進する能力を身につけている
3. 当該分野の学術的な情報の理解と活用ができ、それらを発信する能力を身につけている

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学は、子育て・教育の分野においても、教育研究上の目的や教育目標を達成するために、専門職としての幼稚園教諭、養護教諭の養成を行っている。養成にあたっては、学校内において行う教育活動のみならず、学校間や保健・医療・福祉の専門機関との連携協力を前提とした教育活動、学校を中心とした地域活動など、学校教育に関わる保健・医療・福祉の分野を連携し統合する専門的な資質能力を持った養護教諭と教諭の養成を目標としている。

本学は、多職種連携のできる人材養成を全学的に行っており、カリキュラム上も連携と統合に関する科目を配置していることが特徴である。専門職連携(Interprofessional Work: 1PW)の科目を通じて身に付けた知識や技術、態度を融合させ、将来、学校教育の保健・医療・福祉の分野におけるリーダー、コーディネーター、スペシャリストとしての役割を果たすことができる教員（幼稚園教諭、養護教諭）の養成を目指している。

目標達成のための計画として、各学科専攻に開設されている教職免許種別（幼稚園教諭一種免許状、養護教諭一種免許状）及び各年次、時期において「教職課程における目標達成のための指標」を設定し、教育課程で具体化している。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

より一層複雑化・多様化する学校現場の状況に対応するためには、特定の分野において高度

な専門性を持ちながら、適切な保健医療福祉サービスを統合して提供できる人材が必要となっている。本学大学院博士前期課程においては、このような質の高い職業人、教育者又は研究者の育成を目指しており、特に養護教諭の養成にあたっては、保健医療福祉の専門大学としての特徴を活かすことにより、当該分野の高度専門職業人としての知識・能力を身につけた人材の育成を目指している。

このような人材を育成するためには、保健医療福祉関係の実務経験や現場で培った問題意識を活用することや専門分野に関連する様々な領域を学ぶことがきわめて有効である。そこで本学大学院博士前期課程では、社会人が学びやすい環境を整えるとともに、保健医療福祉に関する他の専門分野との連携・協働を推進する能力を身に付けるためのカリキュラム（「共通科目」及び「専門科目」）を配置している。

「共通科目」については、保健医療福祉に関するほかの専門分野の連携・協働を推進する能力を身に付けられるように必修科目を配置するとともに、保健医療福祉について、学際的に幅広い視野から高度な実践や研究に関する知識や技術が高められるように選択科目を配置している。

「専門科目」については、看護学専修・リハビリテーション学専修・健康福祉科学専修の3つの専修において、学部教育を基礎とする、より高度で専門的な知識・技術を修得するための科目を配置するとともに、講義科目に加え、論文作成を行うための特別研究と連動するように演習科目を配置している。

養護教諭の養成にあたっては、これらのカリキュラムのうち上記のような人材の育成に資する科目を選定し、保健医療福祉の専門的知識の深化を目指した教育を行う。

（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

○ 学部の教職課程と連動した養護教諭養成

本学が平成18(2006)年度に教職課程（養護教諭一種免許状）を設置して15年を経過した。この間、県内外の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で養護教諭として活躍する卒業生を数多く輩出してきた。

一方で、学校教育、学校保健をめぐる状況は急激に変化し、養護教諭に求められる資質・能力も多様化している。健康課題の多様化に伴い、近年は、コーディネーターとしての役割、多職種連携の要として活動する資質・能力が求められている。現職養護教諭の学び直しを含め、養護教諭が学び続ける場の充実が喫緊の課題となっている。

本学の卒業生である養護教諭には、本学大学院で学び、保健医療福祉のより専門的な知識を得たいと考える者が多かったものの、これまで本学では専修免許の取得ができなかったため、他県の大学院に進学している状況にあった。本学で専修免許状の取得が可能になれば、保健医療福祉系大学院である本学大学院に進学しやすくなる。学部の養護教諭一種免許状課程と大学院の専修免許状の課程が連動し、学生・院生間の交流や現職養護教諭との交流の機会を持つことができる。また、これまでも卒業生を対象としたフォローアップ研修等を行っており、離職率の高い1～3年目の養護教諭へのさらなるフォローアップが期待できる。

本学学部での養護教諭養成課程では、令和5年度埼玉県公立学校の養護教諭新規採用者は52名であったが、うち4名が本学の卒業生で臨時的任用を経て採用されている。新規学卒者を含めると6名が採用されており、埼玉県の学校現場への貢献をしている。国内の全自治体の公立学校における新規学卒者の採用は11名、臨時任用・私立学校の採用を含めると17名である（2024年3月時点）。設置を目指している専修免許状課程の大学院生と、学部において高い意欲を持つ学生

の交流の機会や学び合う機会を設けることを予定している。両者が相互に刺激し合い、学び合うことにより、養護教諭としての資質能力を高めることができる。

○ 保健医療福祉領域の広い知見を有した、高度専門職業人としての養護教諭養成

設置を目指している本学大学院の専修免許状課程では、看護領域およびリハビリテーション領域、健康福祉領域の、保健医療福祉に関する多様な科目を学ぶことができる。児童生徒の実態とニーズの多様化が進む中で、リハビリテーションや健康福祉領域の知識・技能を身につけた養護教諭の養成は、学校現場、学校保健活動が直面している課題に対して、高い対応力を有した教員を養成することができる。

「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」が令和5年1月17日に取りまとめた報告書によれば、「新型コロナウイルス感染症への対応や、健康課題があり個別支援が必要な児童生徒等への対応等も相俟って、養護教諭や栄養教諭が担う職務の重要性は増大」しているとの認識が示されている。認定を受けようとする課程は、保健医療福祉学研究科の強みを生かし、予防医学や様々な健康課題に対する高度な知見を学修できる科目で構成されている。

また、令和5年6月16日に閣議決定された第4期「教育振興基本計画」で示されている諸課題、すなわち、学校における働き方改革や児童生徒性暴力等の防止に寄与できる、専修免許状を取得した養護教諭の養成を進めていくことも目指す。第4期「教育振興基本計画」では「教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる『チーム学校』を一層推進する」ことが示されている。養護教諭がチーム学校において、果たす役割を確実に修得できるよう、「IPW論（専門職連携実践論）」や「コンサルテーション論」等の科目を配置する。さらに、保健医療福祉に関する多様な科目の中で、修得する知識や技能によって「教職員による児童生徒性暴力等の防止」や「教職員のメンタルヘルス対策の促進」に寄与できる養護教諭の育成を目指す。

○ リカレント教育を通じた、学び続けるための高度な資質能力の涵養

現行の本学大学院の時間割と同様にし、多様な学び方が可能な課程とする。主な科目を、午後6時以降に開講することで、仕事を継続しながら学べる時間割とし、広く門戸を開放することで、多様な学び方が可能となる。

本学卒業生と在学生（3年次以上）を対象に実施した大学院進学、専修免許状取得のニーズ調査（※）では、全回答者137名のうち52名（38%）が「今後、学び直しやキャリアアップ等のために、大学院で学んでみたいと思いますか。」という質問に「思う」と回答した。また、38名（28%）が「将来、「専修免許状」を取得したいと思いますか。」という質問に「思う」と回答した。

県内の保健医療福祉現場や自治体等では、保健医療福祉課題の複雑化・多様化、医療技術の進歩、情報化等に対応するため、より高度な専門知識・能力を有する専門職に対するニーズが高まっている。県内の学校現場等で働く者についても、現場の様々な課題に直面し、学び直しをしたいと考える者もいる。これらの者に対するリカレント教育や職業実践的な教育の機会を確保することで、学び直しの機会創出につながる。

（※）「埼玉県立大学 養護教諭一種免許状 取得後のキャリアプランに関する調査」

調査期間：2022 年4 月21 日～25 日

調査方法：Microsoft Forms を活用したインターネット調査

対 象：本学で養護教諭免許状（1 種）を取得した卒業生と養護教諭課程で履修する
在学生（3、4 年次生）

回 答 数：137（n=137） 平均勤務年数約4 年（0～12.7 年の幅）

○ 本専修免許状課程でめざす養護教諭像

上記を踏まえ、保健医療福祉領域の高度専門職業人として、学校現場におけるリーダーシップを発揮できる養護教諭を養成する。その際、職業人としてだけでなく、ディプロマポリシーにあるような、教育者または研究者として、保健医療福祉分野の専門的知識と技術を修得している人材を養成すること、これに加え学際的な視野を持ち、保健医療福祉に関する連携・協働を推進する能力を涵養すること、当該分野の学術的な情報の理解と活用ができ、それらを発信する能力を涵養することを目指した指導体制で養護教諭の養成を進めていく。

本申請において設置を目指している専修免許状課程は、保健医療福祉学研究科の特徴を活かすことにより、当該分野の高度専門職業人としての知識や技能を身に付けた養護教諭の養成を行うことができると考える。現代の教育課題に的確かつ柔軟に対応できる養護教諭の養成を進めていく。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

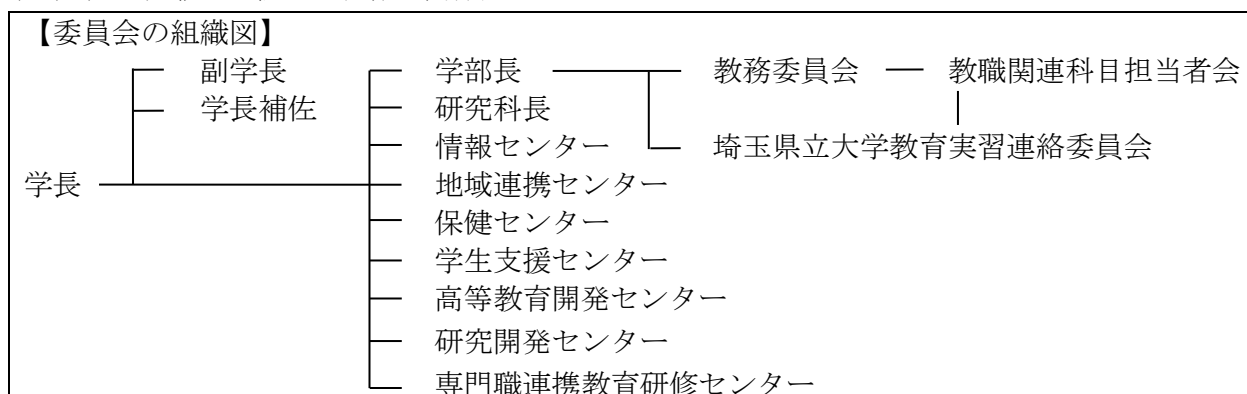
①

組織名称：	教職関連科目担当者会（教務委員会内の専門部会として設置）
目的：	教職関連科目（学則第60条第1項に規定する教職関連科目のほか教育職員免許状を取得するために必要な科目（以下、「教職関連科目等」という）のうち教育課程及び授業に関する事項等について審議する
責任者：	会長（学部長が指名する教員）
構成員（役職・人数）：	会長1名、教職課程を有する学科・専攻等において教職関連科目等を担当する教員約10名
運営方法：	会長は、学部長が指名する教員があたる。会長は教職関連科目担当者会を招集する。本担当者会は、教育実習の企画及び運営に関する事項、実習校の選定及び連絡調整に関する事項、実習中の評価及び単位認定に関する事項、その他教育実習に関する事項を協議し、埼玉県立大学教育実習連絡委員会に対して、必要事項を提案する。

②

組織名称：	埼玉県立大学教育実習連絡委員会
目的：	教育実習及び養護実習（以下「教育実習等」という。）の円滑な運営を図るため、以下の事項を所掌する。 一 教育実習等の企画及び運営に関する事項 二 実習校の選定及び連絡調整に関する事項 三 実習中の評価及び単位認定に関する事項 四 その他教育実習等の基本的事項に関する事項
責任者：	委員長（学部長をもって充てる）
構成員（役職・人数）：	学部長、教務委員長、教育実習等の科目責任者、教職に関する科目の担当者、教育実習等協力校を所管する市町村教育委員会教育長、教育実習等協力校長、その他委員長が必要と認める者
運営方法：	委員長は学部長があたり、委員長は委員会を招集する。本委員会は、教育実習の企画及び運営に関する事項、実習校の選定及び連絡調整に関する事項、実習中の評価及び単位認定に関する事項、その他教育実習に関する事項を所掌する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

○教育委員会との人事交流

〈教員等〉

- ・本学と連携協力の包括協定を結ぶ越谷市や包括的連携協定を締結した春日部市、及びその他自治体の教育委員会との交流と協力関係（教育委員、各協議会及び委員会委員、教職員への専門的助言、研修講師派遣等）
- ・埼玉県教育委員会との交流と協力関係（各協議会及び委員会委員、教職員への専門的助言、研修講師派遣等）

〈学生〉

- ・教育実習（養護実習）
- ・教育活動（歯科保健指導、就学時健康診断補助、学校保健委員会参加等）

○学校現場の意見聴取等

- ・県立高等学校の学校評議員、研修会講師等
- ・学校巡回指導
- ・養護実習訪問時の意見聴取

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 「学校ボランティア演習Ⅰ」及び「学校ボランティア演習Ⅱ」（大学が独自に設定する科目）における体験活動・ボランティア活動

連携先との調整方法： 本学と地域包括協定を結ぶ越谷市及び春日部市教育委員会が窓口である。2市内の小中学校の希望に従い学内のWEBサイトで募集をする。「学校ボランティア演習Ⅰ」及び「学校ボランティア演習Ⅱ」を履修する学生の希望を取りまとめて、大学担当者から2市教育委員会担当課へ提出する。

具体的な内容： 定期健康診断検診及び検査の補助、保健室経営補助、授業支援員の補助、学校行事補助、子ども教室及び児童クラブ支援員補助など。体験活動・ボランティア活動を終了後、報告会を実施している。各自の体験をふりかえり、発表する機会を通じて共有し、理解を深める機会を設けている。

Ⅲ. 教職指導の状況

以下の取り組みを、教職課程（学部）にて実施している。開設を申請している大学院の専修免許状課程においても連動していく予定である。

○ 教職履修カルテの記録に基づいた年度ごとの指導：教職課程を履修する学生が記録する教職履修カルテの内容に基づき、年度ごとの履修状況や学校等でのボランティア活動等を把握するとともに、学生個々が捉えた課題を教職担当教員と共有し、次年度の学修に向けた指導（面談）を対面もしくはオンライン（主にコロナ禍）で行っている。

○ 養護実習：養護実習Ⅰ（中学校にて実施）及び養護実習Ⅱ（小学校にて実施）を履修する。学内の講義と学校現場での実習を統合し効果的な実践となるよう養護実習事前指導を行っている。

また、実習のまとめとして養護実習事後指導として全員による報告会を行っている。

- 養護教諭免許状：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の様々な学校種に勤務できる。そのため、どの学校種においても養護教諭の職務がイメージのように工夫している。たとえば、養護実習Ⅰ・Ⅱでは小学校および中学校の養護教諭の職務を経験できるようにしている。大学が独自に設定する科目「保健室経営の理論と方法」では、高等学校の保健室経営を学ぶ機会を設定している。また、次年度は、特別支援学校での保健室経営の演習を計画している。
- 演習科目：4年次後期の必修科目「教職実践演習」に加えて、3年次後期に選択科目「教職総合演習」を配置し、3年次前期までの学習を振り返り、教職・専門教養の復習・確認、コミュニケーション能力の涵養、論理的表現力の伸長等を目標とした、演習を通じた指導を実施している。
- 就職支援：教員採用試験が不合格の場合で、教員（養護教諭等）としての勤務を希望する学生に対して、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会の臨時的任用教員採用説明会、面接会を計画実施している。
- 教職ガイダンス：学年別教職ガイダンスとして、年度初めに学年別に説明会及び相談会を開催している。新入生には教員免許の基礎的知識、教職課程の履修方法と手続きを重点的に説明している。また各学年でも、教職課程の履修と学習の心構え等の説明を行っている。
- 教職ホームカミングディ：年1回、大学祭（清透祭）の2日目に開催、2023年度で11回目である。在校生、卒業生、入学希望高校生及びその保護者等が参加する。卒業生の実践発表及び情報共有を目的とした交流会を開催している。参加者は60名～80名である。
- 学生からの相談対応：学校生活や学業及び進路や就職等に関する学生相談を、教員が常時受け付け、対応している。必要な場合は学内の学生相談室やアドバイザー等の資源も推奨している。
- 卒業生を対象としたフォローアップ研修会等：年間4回程度、離職率の高い1～3年目の養護教諭を対象とした養護実践事例検討会を実施している。また、卒業生を中心とした相談窓口として、「養護教諭なんでも相談室」を開設している。
- 卒業生の研究発表の機会提供：学生が卒業後も研鑽と専門性向上に努めることができるように、実践研究等の発表の場を設け、研究誌『子ども・教職研究』を毎年発行している。